

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 専門人材マッチング

- 外国人介護人材や専門スタッフの育成に取り組み、取引先や地域福祉事業者への紹介や研修機会の共有を行います。
- 社内外の人材ネットワークを活かし、地域全体での人材育成の基盤づくりを支援します。

2. 「振興基準」の遵守

当法人は、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、立場に優劣のある取引関係においても、対等で公正なパートナーシップを構築します。

不合理な取引慣行や商慣行のは正に努めるとともに、書面での契約明示、価格交渉の適正化、下請事業者の利益確保にも配慮し、共存共栄の関係を築きます。

① 価格決定方法

当法人は、不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は原則として現金払いを実施しております。やむを得ず手形や電子記録債権による支払いを行う場合でも、支払サイトは60日以内とし、割引料等の負担を下請事業者に課すことはありません。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先に対して急な納期短縮や仕様変更等によって過度な負担を強いることなく、「働き方改革」の流れに寄り添った契約を目指します。災害時・緊急時にも、取引関係の継続と再開支援について誠意をもって対応いたします。

3. その他（任意記載）

手形の使用廃止に向け、電子記録債権または現金払いの推進を進めていきます。

2025年5月15日

社会福祉法人三山会

企 業 名

理事長 小澤 素篤

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。